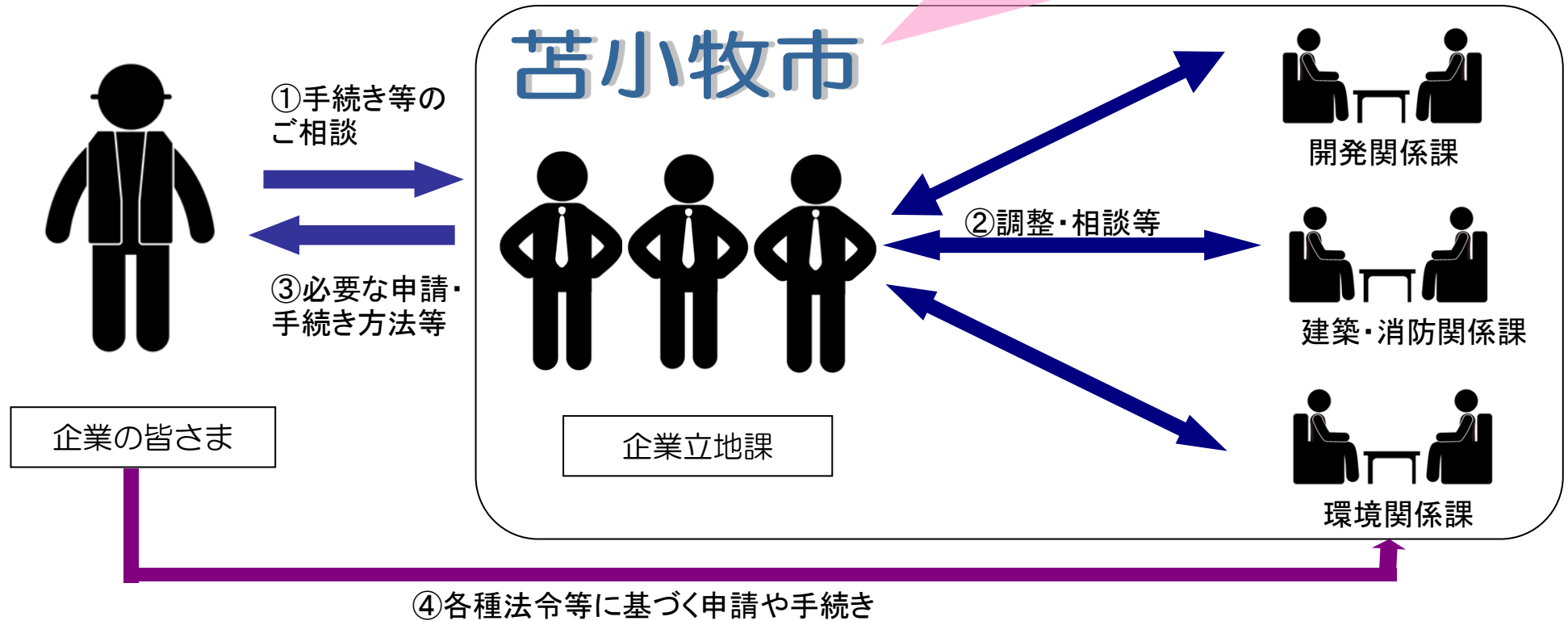


企業立地に係るハンドブック

ワンストップサービス
で、企業の皆さまを支援いたします。



問い合わせ先

苫小牧市産業経済部企業立地推進室企業立地課
〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
URL <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp>
TEL 0144-32-6438 FAX 0144-34-7110

新たな投資に関する手続き・優遇措置・その他の困りごと……どのような相談でもお気軽にご相談ください。



目次

苫小牧市企業立地に係る主な手続き（法令編）

◆土地関連	国土利用計画法	1
	公拓法(公有地の拡大の推進に関する法律)	1
◆開発関連	都市計画法	2
	宅地造成等規制法	2
	森林法	2
	農地法	3
	農振法(農業振興地域の整備に関する法律)	3
	都市計画法第53条申請	3
	砂防法	3
	地すべり防止法	4
	急傾斜地崩壊防止法	4
	自然公園法	4
	北海道自然環境保全条例	5
	苫小牧市自然環境保全条例	5
◆文化財保護関連	文化財保護法	6
◆建築関連	建築基準法	7
	建設リサイクル法	7
	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)	7
	景観法	7
◆消防関連	消防法	8
	石災法	8
	火災予防条例	8
◆環境関連	環境影響評価制度<環境影響評価法>	9
	環境影響評価制度<北海道環境影響評価条例>	9
	大気汚染防止法	10
	ダイオキシン類対策特別措置法	10
	浄化槽法	10
	水質汚濁防止法	11
	北海道公害防止条例	11
	苫小牧市公害防止条例	12
	騒音規制法	12
	振動規制法	12
	特定建設作業(騒音規制法・振動規制法)	13
	土壌汚染対策法	13
	悪臭防止法	13
	公害防止協定	14
	苫小牧市企業立地審議会条例	14
◆税関連	法人税法・地方税法・苫小牧市税条例・北海道税条例	15
◆その他	工場立地法	16
	港湾法	16

◆その他	河川法	17
	海岸法	17
	航空法	17
	大規模小売店舗立地法	17
	北海道地域商業の活性化に関する条例	18
	中小企業等協同組合法	18
	鳥獣保護法	18
	水源保全	18
	道路法	19
	番号法(マイナンバー法)	19
	苫小牧市福祉のまちづくり条例	19

苫小牧市企業立地に係る主な手続き（事務所設立編）

	法人登記に関すること	20
	不動産登記に関すること	20
	健康保険・厚生年金保険に関すること	20
	従業員の募集に関すること	20
	雇用保険・労災保険に関すること	20
	事業開始の届出に関すること	20
	法人等の設立申告に関すること	20
	工業用水の利用に関すること	20
	上水道・下水道の利用に関すること	20
	ガス・電気の利用に関すること	20

苫小牧市内での事業展開の際に対象となる主な優遇措置

◆設備投資 に対する 優遇措置	北海道からの助成金(北海道産業振興条例)	21
	苫小牧市からの助成金(苫小牧市企業立地振興条例)	21
	・初期投資の軽減、事業場設置助成金	
	生産性向上設備投資促進税制	22
	・先端設備、生産ラインの改善等に資する設備	
	中小企業投資促進税制の上乗せ措置	22
	・生産性の工場に資する設備	
	企業立地促進法に基づく減免措置	22
	・不動産取得税免除	
◆雇用 に対する 優遇措置	国からの助成金	23
	・地域雇用開発奨励金	
	・戦略産業雇用創造プロジェクト	
	苫小牧市からの助成金	24
	・雇用助成金(苫小牧市企業立地振興条例)	
	・新卒高校生等雇用奨励金	
	・雇用創出奨励交付金	
	・障害者雇用奨励金	
◆緑化 に対する 優遇措置	苫小牧市からの助成金(苫小牧市企業立地振興条例)	25
	・緑化助成金	

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
土地	国土利用計画法	一定面積以上の土地取引の契約(予約を含む)をした際に、権利取得者(売買の場合であれば買主)は届出が必要	<p><対象取引形態> 売買・交換・代物弁済等</p> <p><面積要件> 市街化区域2,000㎡以上、市街化区域を除く都市計画区域5,000㎡以上、都市計画区域外10,000㎡以上</p>	苫小牧市都市建設部 開発管理課 0144-32-6464	契約締結日を含めて2週間以内	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/tochikensetsu/kaihatsu/tochitorihiki.html
	公拡法 (公有地の拡大の推進に関する法律)	土地の所有者が、一定面積以上の土地を有償譲渡(売買、交換等)しようとする場合、届出が必要	<p>①200㎡以上で有償譲渡を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画施設等の区域内に所在する土地 ・都市計画区域内のうち、道路、都市公園、河川等の予定地 <p>②土地の面積が5,000㎡以上で有償譲渡を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①以外の市街化区域内の土地 	苫小牧市財政部管財課 0144-32-6225	(譲渡する者が届出)譲渡前	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/jutaku/kokakuho.html

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
開発	都市計画法	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で土地の『区画形質の変更』(開発行為)を行うときは、許可が必要となる場合がある	<p><対象行為> 切土、盛土又は整地等の造成工事により土地に対して物理力を行使する行為又は土地の利用状況を変更する行為</p> <p><面積要件> 市街化区域1,000㎡以上、市街化調整区域は原則全て</p> <p><許可基準> 技術基準、立地基準を満たす必要がある</p>	苫小牧市都市建設部 開発管理課 0144-32-6464	着手前に許可が必要	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikensetsu/kaihatu/kaihatsukyoka.html
	宅地造成等規制法	『宅地造成工事規制区域』内の土地で宅地造成、駐車場、資材置場、土取り等の目的で工事を行うときは、許可が必要となる場合がある	<p><対象行為> 切土、盛土で崖(30度以上の斜面)を生ずる行為又は造成面積が500㎡を超える行為</p> <p><対象となる崖の高さ> 切土2m、盛土1m、切土と盛土を同時に行うときは合わせて2mを超える場合</p> <p><許可基準> 技術基準を満たす必要がある</p>	苫小牧市都市建設部 開発管理課 0144-32-6464	着手前に許可が必要	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikensetsu/kaihatu/takuchizosei.html
	森林法	森林法の対象となる森林の開発行為を行う場合、知事の許可が必要 ※この場合の開発行為とは、木の根まで抜いてしまう行為を指す。	地域森林計画の対象森林において、1ha以上の面積を開発(伐根)する場合。 ※20haを超える場合は、別途協議 ※対象地域については、都度苫小牧市緑地公園課に確認	北海道胆振総合振興局 産業振興部林務課森林保全係 0143-24-9807	着手前に許可が必要	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/rin/rinkai.htm
森林法	森林法の対象となる森林の伐採を行う場合、届出が必要 ※根は抜かず、森林の形態を残す場合	①地域森林計画の対象森林において、1ha未満の面積を開発(伐根する)する場合。 ②地域森林計画の対象森林において、伐採行為を行う場合 ※対象地域については、都度苫小牧市緑地公園課に確認	苫小牧市都市建設部 緑地公園課 0144-32-6507	伐採する概ね30日～90日前	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/sinrin/10-8seido.htm	

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
開発	農地法	農地を農地以外に転用する場合、許可が必要	<ul style="list-style-type: none"> ①市街化区域内 <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会へ届出 ②市街化区域外 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として農地が4haを超える場合は都道府県知事（農林水産大臣）へ申請 ・原則として農地が4ha以下の場合は苫小牧市農業委員会へ申請 	苫小牧市農業委員会 0144-32-6782	毎月10日迄 （月末に開催される総会にて審議）	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kankou/nosui/nogvoinkai/baibai/about.html
	農振法 （農業振興地域の整備に関する法律）	農用地区域内の土地を非農業的に利用する場合、許可が必要	<ul style="list-style-type: none"> ①他に適当な土地がない場合 ②まとめて存在する農用地を分断しない等の要件に合致する場合 	苫小牧市産業経済部産業振興室農業水産課 0144-32-6452	随時	
	都市計画法第53条申請	<p>都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築を行う場合、知事等の許可が必要</p> <p>※ 北海道の権限が委譲されているため、申請先は苫小牧市になります</p>	<p><対象地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ①都市計画道路3・1・2美沢錦岡通のうち柏木町以西の部分 ②都市計画道路3・1・3臨海北通のうち、国道234号と重複する部分 ③都市計画道路3・2・7勇払沼ノ端通のうち、道道苫小牧環状線と重複する部分 ④区画整理（字勇払・字沼ノ端）の対象部分 	苫小牧市 総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課 0144-32-6054	—	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikeikaku/toshikeikaku/kenchikuseigen/53jo_shinsei.html
砂防法	砂防指定地内での土地の掘削、砂防設備への工作物の設置、継続して砂防設備を占用する場合、知事の許可が必要	<p><砂防指定地域></p> <p>樽前地区・別々川指定地内</p> <p>○対象となる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 ②土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの堆積若しくは投棄 ③竹木の伐採（枝打ちを含む。） ④抜根又は芝草の採取 ⑤竹木の滑下又は地引きによる搬出 ⑥火入れ又はたき火 ⑦牛、馬その他の家畜の放牧又は係留 ⑧建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は除却 	<p>北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部管理課 0143-24-9871</p> <p>【許可申請窓口】 室蘭建設管理部 苫小牧出張所 0144-32-3171</p>	—	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/ssg/sabojoirei.htm	

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
開発	地すべり防止法	地すべり防止区域内で開発行為を行う場合、知事の許可が必要	<p><対象となる行為></p> <p>①地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)</p> <p>②地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)</p> <p>③のり切又は切土で政令で定めるもの</p> <p>④ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良</p> <p>⑤その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</p>	<p>北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部管理課 0143-24-9871</p> <p>【許可申請窓口】 室蘭建設管理部 苫小牧出張所 0144-32-3171</p>	—	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/ssg/siteitikanri.htm
	急傾斜地崩壊防止法	急傾斜区崩壊危険区域内で開発行為を行う場合、知事の許可が必要	<p><対象となる行為></p> <p>①水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為</p> <p>②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</p> <p>③のり切、切土、掘さく又は盛土</p> <p>④立木竹の伐採</p> <p>⑤木竹の滑下又は地引による搬出</p> <p>⑥土石の採取又は集積</p> <p>⑦その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</p>	<p>北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部管理課 0143-24-9871</p> <p>【許可申請窓口】 室蘭建設管理部 苫小牧出張所 0144-32-3171</p>	—	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/ssg/siteitikanri.htm
	自然公園法	国立、国定公園区域内における開発行為	<p><対象地域></p> <p>支笏洞爺国立公園区域内</p> <p><対象となる行為></p> <p>工作物の新築、改築、増築及び木竹の伐採 等</p>	<p>支笏湖自然保護官事務所 0123-25-2350</p>	—	http://hokkaido.env.go.jp/nature/mat/m15.html

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
開発	北海道自然環境保全条例	自然環境保全地域内で開発行為を行う場合、知事の許可が必要	<p><自然環境保全地域> 糸井と植苗の一部(環境緑地保護地区) <対象となる行為> ①建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 ②宅地を造成、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 ③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 ④水面を埋め立て、又は干拓すること。 ⑤河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 ⑥木竹を伐採すること。 ⑦知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 ⑧道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p>	北海道環境生活部 生物多様性保全課 011-204-5204	—	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.htm
	苫小牧市自然環境保全条例	良好な緑地帯がある地域の開発は、市長の許可が必要。なお、面積により規定の緑地を配置しなければならない。	<p>開発面積3,000㎡未満 ⇒ 緑地率10%以上 開発面積3,000㎡以上9,000㎡未満 ⇒ 15%以上 開発面積9,000㎡以上 ⇒ 20%以上 ※開発目的によっては、条件が違う場合もある(メガソーラーなど)。</p>	苫小牧市環境衛生部 環境生活課 0144-32-6331		

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
文化財保護	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地を開発しようとする場合は届出が必要。また所在する可能性がある場合、事前協議が必要。	<p><対象となる行為></p> <p>①土地の掘削や盛土などの行為を伴う建造物工事 ②道路工事 ③宅地造成 ④農地や用水路の整備工事 ⑤河川の改修工事 ⑥電気ケーブル等の地下埋設工事 ⑦ゴルフ場造成 ⑧鉱山開発などの土木工事</p> <p>※埋蔵文化財包蔵地で土木工事等のために発掘を行う場合⇒届出 ※事業地内に包蔵地がある、隣接する、所在する可能性がある場合及び総工事面積が1ha以上の場合⇒開発事業等の計画策定時に包蔵地の有無等を苫小牧市美術博物館に照会の上、必要に応じ北海道教育委員会との協議が必要。</p>	苫小牧市美術博物館 0144-35-2550 (事前協議先 北海道教育庁 生涯学習推進局文化財・博物館課 011-231-4111)	発掘に着手する日の60日前	http://www.dokvoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/iizenkyougi.htm

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
建築	建築基準法	建築物を建築する場合に、申請手続きが必要	<p><申請対象></p> <p>①建築物(防火・準防火地域以外で10㎡以内の増築等は除く)</p> <p>②建築設備(エレベーター・エスカレーター等で建築物に設けるもの)</p> <p>③工作物(煙突、鉄柱、広告塔、サイロ、擁壁等で一定規模以上のもの)</p> <p><申請内容></p> <p>建築物の用途に応じた規定を、確認出来る図面などを添付し申請</p>	苫小牧市都市建設部 建築指導課 0144-32-6522	着手前に確認済証の交付を受けることが必要	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikensetsu/kakuninshinseinado/
	建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	一定規模の建設工事を行う際に、届出が必要	<p><届出対象></p> <p>(建築物の解体)床面積の合計 80㎡以上</p> <p>(建築物の新築・増築)床面積の合計 500㎡以上</p> <p>(建築物の修繕・模様替え)請負代金 1億円以上</p> <p>(建築物以外のものの解体・新築等:土木工事)請負代金 500万円以上</p>	苫小牧市都市建設部 建築指導課 0144-32-6527	工事着手の7日前まで	
	省エネ法 (エネルギーの使用の合理化に関する法律)	一定規模の建築をする場合に、届出が必要	<p><届出対象></p> <p>床面積の合計が300㎡以上の建築物の新築、一定規模以上の増改築</p>	苫小牧市都市建設部 建築指導課 0144-32-6527	工事着手の21日前まで	
	景観法	景観に影響を与えるおそれのある一定規模を超える建築物等設置する場合、届け出が必要	<p>①建築物:高さ13mを超えるものまたは2,000㎡を超えるもの ※都市計画法の用途地域により届出対象の基準が異なる場合があります。</p> <p>②開発行為:開発行為の面積が10,000㎡を超えるものまたは法面・擁壁の高さが5mを超えるもの</p> <p>③工作物:高さ5m～15mを超えるもの ※物により高さの基準が異なる</p>	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課主査(まちづくり) 0143-24-9595	着手前	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ktki/mdr/keikantodokede.htm

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
消防	消防法	危険物施設を設置しようとする場合、許可申請が必要	<p><対象> 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱う施設を設置しようとする者</p> <p><規制内容> 保安距離等位置規制、建屋・貯槽等の構造規制及び消火設備規制等</p>	消防本部予防室 危険物担当 0144-84-5035		
	石炭法	特別防災区域内で石油かつ高圧ガスの貯蔵等をする場合、総務省消防庁へ届出が必要	<p><対象> 石油貯蔵・取扱量÷1万kL+高圧ガス処理量÷200万m³=1以上となる事業所</p> <p><規制内容> 面積制限及びレイアウト規制等</p>	消防本部予防室 危険物担当 0144-84-5035		
	消防法	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備の設置・変更に関する届出 ・防火(防災)管理者の選任(解任)に関する届出 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法または火災予防条例に基づき規制される消防用設備 ・一定以上の収容人員を有する施設に配置が義務付けられているもの 	消防本部予防室 0144-84-5028		
	火災予防条例	<ul style="list-style-type: none"> ・火気設備の届出 ・電気設備の届出 ・指定可燃物の届出 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー、乾燥設備など ・変電設備、蓄電池設備など ・一定量以上の石炭、合成樹脂等の集積 	消防本部予防室 0144-84-5028		

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
環境	環境影響評価 (環境アセスメント)制度 〈環境影響評価法〉	環境に影響を及ぼす可能性のある事業に対し、事前に調査・予測・評価等を義務付けている。	<p><対象> 道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋め立て・干拓、土地区画整理事業などの13種類の事業</p> <p>※ 抜粋しているため、関係URLにて対象・規模の確認をお願いします。</p>	環境省 総合環境政策局 環境影響評価課 Tel: 03-3581-3351		<p>・対象事業一覧PDF (環境省HP) http://www.env.go.jp/policy/assess/1-3outline/img/07.pdf</p> <p>・環境アセスメント制度のあらまし(環境省HP) http://www.env.go.jp/policy/assess/1-3outline/index.html</p>
	環境影響評価制度 〈北海道環境影響評価条例〉	環境に影響を及ぼす可能性のある事業に対し、事前に調査・予測・評価等を義務付けている(環境影響評価法の対象とならない小規模の開発を対象)。	<p><対象> おおむね環境影響評価法の対象事業。その他に、農用地造成事業、複合事業、建築物・工作物の新設・土地の形状変更などの事業</p> <p>※ 抜粋しているため、関係URLにて対象・規模の確認をお願いします。</p>	北海道環境生活部 環境局環境政策課 環境影響評価グループ Tel: 011-204-5981		<p>・環境アセスメント制度のあらましPDF(北海道HP) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/iourei_aramashi.pdf</p>

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
環境	大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙・粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設を設置する場合、届出が必要 ※設置届を提出後、施設の変更・廃止・承継をする場合、又は設置者の氏名・住所等を変更する場合、各種届出が必要となるため、設置届の提出先にお問い合わせください。 ・特定粉じん排出等作業を実施する場合、届出が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設：ボイラー、廃棄物焼却炉など ・粉じん発生施設：鉱物・土石の堆積場、ベルトコンベアなど ・揮発性有機化合物排出施設：塗装施設、貯蔵タンクなど ・特定粉じん排出等作業：特定建築材料（吹付け石綿など）が使用されている建築物・工作物を解体・補修等する作業 ※ 各項目について、内容を抜粋しているため、関係URLにて対象・規模の確認をお願いします。 	<p>工場又は事業場により届出先が異なります。</p> <p><工場> 北海道胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課地域環境係 Tel:0143-24-9575</p> <p><事業場> 苫小牧市環境衛生部 環境保全課 Tel:0144-57-8806</p>	<p><各種設置届出> 工事着手の60日前まで</p> <p><特定粉じん排出等作業> 作業開始の14日前まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設一覧（環境省HP） http://www.env.go.jp/air/osen/law/t-kise-0.html ・粉じん発生施設一覧（環境省HP） http://www.env.go.jp/air/osen/law/t-kise-4.html ・特定建築材料一覧（環境省HP） http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/ ・大気汚染防止法の概要（環境省HP） http://www.env.go.jp/air/osen/law/
	ダイオキシン類対策特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類の発生源となる施設を設置する場合、届出が必要 ※ 設置届を提出後、施設の変更・廃止・承継をする場合、又は設置者の氏名・住所等を変更する場合、各種届出が必要となるため、設置届の提出先にお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気に係る施設：アルミニウム合金製造施設、廃棄物焼却炉など ・水質に係る施設：塩素系漂白施設、廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設など ※ 各項目について、内容を抜粋しているため、関係URLにて対象・規模の確認をお願いします。 	<p>北海道胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課地域環境係 Tel:0143-24-9575</p>	<p><各種設置届出> 工事着手の60日前まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類対策特別措置法届出の手引きPDF（北海道HP） ※対象施設一覧：p.8～10 http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/kankyo/dxn_tebiki.pdf
	浄化槽法	<p>浄化槽の設置等をしようとする場合、届出が必要</p>	<p><対象> 浄化槽の設置又は構造若しくは規模の変更をしようとする者 ※ 建築基準法による確認申請をする場合は除く</p>	<p>環境衛生部ゼロゴミ推進室 清掃事業課 0144-55-4077</p>		

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
環境	水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設を設置し、公共用水域(河川、湖沼、海域など)に排水を排出する場合、届出が必要 ・有害物質使用特定施設を設置する場合、届出が必要 ・有害物質貯蔵指定施設を設置する場合、届出が必要 <p>※設置届を提出後、施設の変更・廃止・承継をする場合、又は設置者の氏名・住所等を変更する場合、各種届出が必要となるため、設置届の提出先にお問い合わせください。</p>	<p><特定施設> 食料品製造業、セメント製造業、廃棄物処理等の施設</p> <p><有害物質使用特定施設> カドミウム、シアン化合物など指定の有害物質を製造、使用又は処理する特定施設</p> <p><有害物質貯蔵指定施設> カドミウム、シアン化合物など指定の有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設</p> <p>※ 各項目について、内容を抜粋しているため、関係URLにて対象・規模の確認をお願いします。</p>	北海道胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 0143-24-9575	<各種設置届出> 工事着手の 60日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく届出の手引きPDF(北海道HP) ※特定施設一覧：p12~18 ※有害物質一覧：p1~2
	北海道公害防止条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙、粉じん、騒音、振動、悪臭を発生する施設を設置する場合、届出が必要(騒音・振動発生施設については、それぞれ騒音規制法及び振動規制法の規定に指定された地域を除く。) <p>※ 設置届を提出後、施設の変更・廃止・承継をする場合、又は設置者の氏名・住所等を変更する場合、各種届出が必要となるため、設置届の提出先にお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設：アンモニアの製造施設など ・粉じん発生施設：原材料等置き場、破碎機など ・騒音発生施設：金属加工機械、空気圧縮機など ・振動発生施設：金属加工機械、圧縮機など ・悪臭発生施設：飼料施設、パルプ用蒸解施設など <p>※ 各項目について、内容を抜粋しているため、関係URLにて対象・規模の確認をお願いします。</p>	苫小牧市環境衛生部 環境保全課 0144-57-8806	<ul style="list-style-type: none"> <ばい煙・粉じん・悪臭発生施設> 工事着手の 60日前まで <騒音・振動発生施設> 工事着手の 30日前まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設一覧PDF(苫小牧市HP) http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/files/00015300/00015388/douzyourei.pdf

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
環境	苫小牧市公害防止条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙、騒音を発生する施設を設置する場合、届出が必要 <p>※ 設置届を提出後、施設の変更・廃止・承継をする場合、又は設置者の氏名・住所等を変更する場合、各種届出が必要となるため、設置届の提出先にお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設:ボイラー ・騒音発生施設:冷凍機、送風機、コンプレッサーなど <p>※ 各項目について、内容を抜粋しているため、関係URLにて対象・規模の確認をお願いします。</p>	苫小牧市環境衛生部 環境保全課 0144-57-8806	工事着手の 30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設一覧PDF (苫小牧市HP) http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/files/00015300/0015380/si-ivoureikisoku.pdf
	騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設を設置する場合、届出が必要 <p>※設置届を提出後、施設の変更・廃止・承継をする場合、又は設置者の氏名・住所等を変更する場合、各種届出が必要となるため、設置届の提出先にお問い合わせください。</p>	<p><特定施設> 金属加工機械、空気圧縮機及び送風機、木材加工機、分級機など</p> <p>※ 抜粋しているため、関係URLにて対象・規模の確認をお願いします。</p>	苫小牧市環境衛生部 環境保全課 0144-57-8806	工事着手の 30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設一覧PDF (苫小牧市HP) http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/files/00015300/0015388/souon-sindou-sisetu.pdf
	振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設を設置する場合、届出が必要 <p>※設置届を提出後、施設の変更・廃止・承継をする場合、又は設置者の氏名・住所等を変更する場合、各種届出が必要となるため、設置届の提出先にお問い合わせください。</p>	<p><特定施設> 金属加工機械、圧縮機、コンクリート製造機械、ロール機など</p> <p>※ 抜粋しているため、関係URLにて対象・規模の確認をお願いします。</p>	苫小牧市環境衛生部 環境保全課 0144-57-8806	工事着手の 30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設一覧PDF (苫小牧市HP) http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/files/00015300/0015388/souon-sindou-sisetu.pdf

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
環境	特定建設作業 〈騒音規制法〉 〈振動規制法〉	指定地域内で特定建設作業を行う場合、届出が必要	<p>〈騒音に係る作業〉 くい打機、さく岩機、バックホウ等を使用する作業</p> <p>〈振動に係る作業〉 くい打機、ブレーカー等を使用する作業</p> <p>※ 各項目について、内容を抜粋しているため、関係URLにて対象・規模の確認をお願いします。</p>	苫小牧市環境衛生部 環境保全課 0144-57-8806	作業開始の7 日前まで	<p>・対象作業一覧PDF (苫小牧市HP) http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/files/00015300/00015389/tokutei-kensetsu-syurui.pdf</p> <p>・特定建設作業届出の手引きPDF (苫小牧市HP) http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/files/00015300/00015389/tokutei-kensetsu-tebiki.pdf</p>
	土壤汚染対策法	<p>・3000㎡以上の土地の形質を変更する場合、届出が必要</p> <p>・汚染土壤を要措置区域外へ搬出する場合、汚染土壤処理の許可業者への委託を義務付ける。</p>	<p>・3000㎡以上の土地の形質変更を行うとき</p> <p>・以下のすべてに該当する場合は、届出の対象外となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形質変更となる土地の区域外へ土壤の搬出をしない。 ・土壤の飛散・流出を伴う土地の形質変更を行わない。 ・形質変更の深さが50センチメートル未満である。 	北海道環境生活部 環境局環境政策課 環境保全グループ Tel:011-204-5193	変更に着手 する日の30 日前まで	<p>・土壤汚染対策法の届出についてPDF (北海道HP) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/dojo/keisituhenkotodokede.pdf</p> <p>・土壤汚染対策法のしくみPDF (環境省HP) http://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law_scheme/pdf/full.pdf</p>
	悪臭防止法	国有林を除く市内全域が悪臭防止法に基づく地域指定(A地域)となっており、物質濃度による規制を行っている	・アンモニア、メチルカプタンなど22物質が特定悪臭物質として指定されている。届出の義務はないが、特定悪臭物質の濃度が規制基準に適合しない場合、改善勧告・改善命令がなされる場合がある。	苫小牧市環境衛生部 環境保全課 0144-57-8806	届出の要なし	<p>・悪臭防止法の手引きPDF (北海道HP) ※規制基準一覧： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/g-khz/01/06-akusyuu.pdf</p>

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
環境	公害防止協定	東部地域、西部地域、その他特に必要と認められる地域において、規定以上の排ガス等を排出する事業場を設置する場合、苫小牧市(必要に応じ北海道及び関係機関とも)と公害防止協定の締結が必要となる。	<p>(苫小牧東部地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2者(事業者と苫小牧市)協定を要するもの 大気関係:排ガス量 5,000Nm³/時以上40,000Nm³/時未満又は 硫黄酸化物の総量が1Nm³/時以上10Nm³/時未満 水質関係:排出水の総量が200m³/日以上2,000m³/日未満 ・7者(事業者と北海道・苫小牧市・近隣市町)協定を要するもの 大気関係:排ガス量 30,000Nm³/時以上又は 硫黄酸化物の総量が10Nm³/時以上 水質関係:排出水の総量が2,000m³/日以上 <p>(苫小牧西部地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2者(事業者と苫小牧市)協定を要するもの 大気関係:排ガス量 5,000Nm³/時以上40,000Nm³/時未満又は 硫黄酸化物の総量が1Nm³/時以上10Nm³/時未満 水質関係:排出水の総量が200m³/日以上2,000m³/日未満 ・3者(事業者・北海道・苫小牧市)協定を要するもの 大気関係:排ガス量 40,000Nm³/時以上又は 硫黄酸化物の総量が10Nm³/時以上 水質関係:排出水の総量が2,000m³/日以上 	苫小牧市環境衛生部 環境保全課 0144-57-8806	—	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/kougai波士.html
	苫小牧市企業立地審議会条例	排ガス等の排出を伴う場合、環境対策についての審議を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる排出量は以下のとおり ・排ガス量:20万m³/時 以上 ・冷却水量:15万m³/日 以上 ・排出水量:1万5千m³/日 以上 	苫小牧市産業経済部 企業立地課 0144-32-6438	—	—

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
税	法人税法 地方税法 苫小牧市税条例 北海道税条例	法人等の設立・設置	<ul style="list-style-type: none"> ・法人を設立した場合 ・新たに支店・出張所・営業所・事務所・工場等を設置した場合 	①苫小牧税務署 (0144-32-3165) ②札幌道税事務所 (011-204-5083) ③苫小牧市財政部 市民税課 (0144-32-6244)	—	http://www.nta.go.jp/sapporo/guide/zeimus-ho/tomakomai/
		法人等の異動・変更	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度・商号または名称・代表者の変更 ・資本金等・本店又は支店等の住所異動 ・法人の解散・休業・再開 ・支店等の閉鎖、会社の合併・分割、連結納税の適用 			http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm
		税の申告納付	<確定申告> 事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内 <予定(中間)申告> 事業年度開始日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内			http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/zeikin/

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
その他	工場立地法	特定の業種・規模の工場の新增設の場合、生産施設面積・緑地面積・環境施設面積に要件がある。届出が必要	<p><対象となる業種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、電気供給業(水力・地熱・太陽光を除く)、ガス供給業、熱供給業 <p><対象となる規模></p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上 ※緑地面積(環境施設面積を含む)⇒25%以上 ※生産施設面積⇒30%～75%(業種により異なる) 	苫小牧市産業経済部 企業立地課 0144-32-6438	着手の90日前 ※短縮申請利用の場合 30日前	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kigvo/ritchi/horeitodokede/tetsuzukijoho.html
	港湾法	<p>■港湾法で定められた臨港地区に立地する場合、事前協議の上、許可が必要 ※さらに分区条例に基づく用途制限もあり</p> <p>■港湾で水域又は公共空を占有する、土砂を採取する、水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよを建設または改良する場合、事前協議の上、許可が必要</p>	<p><対象地域に建築物及び構築物を建設する場合 ></p> <p>港湾法で定められた臨港地区 苫小牧港利用案内図の「一十一」内の地域</p>	苫小牧港管理組合 業務経営課 0144-34-5694	—	—

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
その他	河川法	<p>■河川法の対象区域にて、流水の占有、土地の占有、土砂の採取、工作物の設置、土地の掘削、盛土、竹木の流送、汚物の洗浄または土砂のたい積等を行う場合、協議の上、許可が必要</p> <p>■1日50㎡以上の汚水を河川に排出する場合には届出が必要</p>	<p><申請が必要となる区域> 河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川立体区域、樹林帯区域など</p> <p><河川の管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級河川:国土交通大臣(指定区間外区間) 111111 北海道知事(指定区間) ※苫小牧市内にはなし ・二級河川:北海道知事 ※市内に10河川 ・準用河川:市町村長 ※市内に5河川 ・普通河川:市町村長 ※市内に28河川 	<p><二級河川> 胆振総合振興局 室蘭建設管理部管理課 0143-24-9871</p> <p>【許可申請窓口】 室蘭建設管理部苫小牧出張所0144-32-3171</p> <p><準用河川・普通河川> 【各種協議】 苫小牧市都市建設部 道路河川課 0144-32-6495</p> <p>【各種申請】 苫小牧市都市建設部 道路維持課 0144-32-6491</p>	—	http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/shinsei/kasen_senyou_02.html
	海岸法	海岸法の対象区域にて、土石の採取・水面又は土地に施設等を建設・土地の掘削、盛土、切土等を行う場合、協議の上、許可が必要	<p>①海岸保全区域内 (海外の種類 建設海岸、港湾海岸、農地海岸、漁港海岸)</p> <p>②一般公共海岸区域内</p>	<p>北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部管理課 0143-24-9872</p> <p>【許可申請窓口】 室蘭建設管理部 苫小牧出張所 0144-32-3171</p>	—	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/ssg/kai_gan_kanri.htm
	航空法	空港周辺の一定の空域について、高さ制限を設けているため、問合せが必要。	新千歳空港の周囲4,000㎡の範囲に建設物を設置する場合 ※ただし、メガソーラーの設置については、都度問合せ(空路上にあった場合、飛行機の運航に影響を及ぼす可能性があるため)	<p>国土交通省 東京航空局 新千歳空港事務所 0123-23-4101</p>	—	http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/info/02.html
	大規模小売店舗立地法	店舗面積1,000㎡以上の大型の小売店が新規出店・する際に「大規模小売店舗立地法」に基づき届出が必要。また、新設届出時の店名、営業時間等の項目が変更となる場合や営業を廃止する場合にも届出が必要	<p><対象業種> 小売業</p> <p><対象規模> 店舗面積が1,000㎡以上</p> <p><届出内容> 新設・変更・廃止</p>	<p>北海道胆振総合振興局 商工労働観光課 0143-24-9589</p>	—	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/cksk/richi/todokede/kokuzi/index.htm

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
その他	北海道地域商業の活性化に関する条例	店舗面積6,000㎡を超える大型小売店舗が新設・撤退する際に届出が必要	<対象業種> 小売業 <対象規模> 店舗面積が6,000㎡以上 <届出内容> 新設・廃止	北海道胆振総合振興局 商工労働観光課 0143-24-9589		http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/shoshin/jiyourei-tetsuzuki.htm
	中小企業等協同組合法	中小企業等による事業協同組合等の設立・解散の際に届出が必要	<対象業種> 商業関係 <届出内容> 協同組合の新設、解散、合併、定款変更など	苫小牧市産業経済部 産業振興室商業振興課 商業担当 0144-32-6445		
	中小企業等協同組合法	中小企業等による事業協同組合の設立・廃止等を行った場合、届出が必要	<対象業種> 工業及び鉱業に係る事業を行う中小企業 <届出内容> 中小企業等協同組合法第7条第1項もしくは第2項に規定するもの	苫小牧市産業経済部 企業立地推進室 工業労政課 0144-32-6432		
	鳥獣保護法	国設及び道指定の鳥獣保護区内で、建築物の建設、木竹伐採を行う場合、地方環境事務所長もしくは知事の許可が必要	<苫小牧市内の鳥獣保護区域等> 国設ウトナイ湖鳥獣保護区（環境省） 王子山鳥獣保護区（以下北海道指定） 北大苫小牧研究林鳥獣保護区 錦大沼鳥獣保護区 丹治沼特定猟具禁止区域 樽前大沼特定猟具禁止区域 苫東特定猟具禁止区域 弁天沼特定猟具禁止区域	環境省 北海道地方環境事務所 野生生物課 011-299-1954 北海道胆振総合振興局 保険環境部環境生活課 0143-24-9577	—	http://hokkaido.env.go.jp/procedure/pro_6.html
	水源保全	水源保護地域にて事業等を行う場合、事前協議の上、苫小牧市長と協定を締結する必要がある	○苫小牧市水源保護地域 錦多峰取水場近郊	苫小牧市 上下水道部 水道整備課 計画係 0144-32-6587	—	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/jogesuido/sokatsu/suido/keikaku/keikaku/shidovoko.html

苫小牧市企業立地に係る主な手続き

項目	関係法令等	概要	対象	問合せ・届出先	届出期日	関連URL
その他	道路法	第32条 市道を利用する場合や占有する場合、許可が必要	電柱・電話柱・共架電線・地下電線・変圧器・変圧等・公衆電話・広告塔・埋設管・日よけ・雨よけ・ベルトコンベア・駐車場・露店・看板・標識・工事中板囲・足場・仮設建築物・工事中車両等による市道占有 ※占用料が発生します	苫小牧市道路維持課 0144-32-6491	—	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikensetsu/dorokai/kyoninka.html
	道路法	第24条 市道の縁石を切り下げる場合、許可が必要	縁石を切り下げる場合、取付道路を設置する場合等	苫小牧市道路維持課 0144-32-6491	—	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikensetsu/dorokai/kyoninka.html
	番号法 (マイナンバー法)	特定個人情報に係る番号法違反又は違反のおそれがある事案を把握した場合は、個人情報保護委員会等に報告が必要	(1) 事業者が保有する特定個人情報に係る番号法違反の事案又は番号法違反のおそれがある事案を把握した場合 ① 事業者が個人情報取扱事業者該当する場合 ⇒ 主務大臣のガイドライン等に従い、主務大臣等へ報告 ② 個人情報取扱事業者以外又は主務大臣が明らかでない場合 ⇒ 個人情報保護委員会へ報告 (2) 特定個人情報の安全の確保に係る「重大な事態」が発生した場合(義務) ⇒ 個人情報保護委員会へ報告	苫小牧市総務部 マイナンバー主幹 0144-32-6492 (詳細は、直接、個人情報保護委員会へ)		http://www.ppc.go.jp/egal/policy/rouei/
苫小牧市福祉のまちづくり条例	公共的施設の新築等をしようとする場合は、事前に工事届出書を提出してください。	<対象施設> 病院・店舗・福祉施設・飲食店・事務所・共同住宅等 <対象規模> 事務所:床面積の合計が2000㎡以上、共同住宅:51戸(室)以上、等 <適合証> バリアフリーの整備基準に適合した施設に証票を交付する	苫小牧市福祉部 障がい福祉課 0144-32-6356 (届出先は建築指導課)	事前に工事届出書を提出	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/sogai/fukushi/fukusinomati/mac hizukuri.html	

苫小牧市企業立地に係る主な手続き(事務所設立編)

届出先	内容	連絡先	関連URL	備考
法務局	法人登記に関すること	札幌法務局 011-709-2311(代表)	http://houmukyoku.moi.go.jp/saппoro/table/shikyokutou/all/honkyoku.html	会社設立の場合のみ
	不動産登記に関すること	札幌法務局苫小牧支局 0144-34-7151	http://houmukyoku.moi.go.jp/saппoro/table/shikyokutou/all/tomakomai.html	
社会保険事務所	健康保険・厚生年金保険に関すること	苫小牧年金事務所 0144-36-6134	http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/hokkaido/tomakomai.html	
公共職業安定所	従業員の募集に関すること 雇用保険に関すること	ハローワーク苫小牧 0144-32-5221	http://hokkaido-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/hello-work/hello-mapping/kantoku0337.html	
労働基準監督署	労災保険に関すること	苫小牧労働基準監督署 0144-33-7396	http://hokkaido-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/kanren_shisetsu/soudan02/kantoku0112.html	
道税事務所	事業開始の届出に関すること	札幌道税事務所 税務管理部 011-281-7834	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/map/daival/satudotel.htm	
苫小牧市 市民税課	法人等の設立申告に関すること	苫小牧市 市民税課諸税係 0144-32-6244	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/files/00005200/00005247/houjin%5B1%5D.pdf	
北海道企業局	工業用水の利用に関すること	北海道企業局苫小牧地区 工業用水管理事務所 0144-52-2788	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/kgs/	
苫小牧市 上下水道部	上水道の利用に関すること	苫小牧市上下水道部 水道管理課 32-6696	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/jogesuido/sokatsu/ryokin/moshikomi.html	
	下水道の利用に関すること	苫小牧市上下水道部 下水道計画課 32-6604	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/jogesuido/sokatsu/ryokin/moshikomi.html	
苫小牧ガス	ガスの利用に関すること	苫小牧ガス(株) 0144-32-5381(代表)	http://www.tomagas.co.jp/	
北海道電力	電気の利用に関すること	北海道電力(株)苫小牧支店 0144-37-8167	http://www.hepco.co.jp/cgi-bin/branch/branch_info.cgi?branch_type=1&area_para=1&branch_code=S3410000	

苫小牧市内での事業展開の際に対象となる主な優遇措置

項目	助成種別	優遇措置名と対象		概要	問合せ・届出先	届出期日	併給不可
設備投資に対する支援	北海道からの助成金 (北海道産業振興条例)	類型Ⅰ	自動車関連産業 電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業・植物工場 新エネルギー関連製造業・供給業 データセンター事業 基盤技術産業 本社機能移転事業 自然科学研究所 高度物流関連事業	北海道内にて新設・増設を行う際、要件を満たせば、設備投資額に対する5%もしくは10%が助成される。 ※本社機能移転事業については、賃料の1/2以内	胆振総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 TEL0143-24-9589	着手の 60日前 ～ 着手の 30日後	国・道 補助金
		類型Ⅱ	市町村が行う立地助成措置の対象であること	北海道内にて新設・増設を行う際、要件を満たせば、投資額の4%～8%、企業立地促進法適用地域(苫小牧市含む)においてはさらに雇用1人あたり(6人目からの雇用者のみ)に対し50万円が助成される。			
	苫小牧市からの助成金 (苫小牧市企業立地振興条例)	初期投資の軽減	工場・物流施設・再資源化施設 国際物流関連施設・機械修理施設 情報通信関連施設・試験研究施設 再生可能エネルギー発電設備 植物工場	市有地を取得し、新設・増設を行う際、要件を満たせば、土地代が10%引きとなる。	苫小牧市 産業経済部 企業立地推進室 企業立地課 TEL0144-32-6438	着手前	なし
事業場設置助成金		新設・増設を行う際、要件を満たせば、固定資産税相当額2～3年分が助成される。					

苫小牧市内での事業展開の際に対象となる主な優遇措置

項目	助成種別	優遇措置名と対象		概要	問合せ・届出先	届出期日	併給不可
設備投資に対する支援	減税	最新設備	機械装置・工具及び器具備品・建物・建物附属設備・ソフトウェア	先端設備の定義に該当し、要件(①～③全て)を満たす投資を行う場合、特別償却50%(建物・構築物は25%)または税額控除4%(建物・構築物は2%)を選択できる。 ①最新モデル ②生産性1%以上向上(旧モデルに対し) ③最低取得価額基準以上	★証明書発行先 購入する機器メーカー ★問合せ先 生産性税制電話相談窓口 TEL03-3501-1565	税申告前	国税優遇税制
		利益改善のための設備	機械装置・工具及び器具備品・建物及び構築物・建物附属設備・ソフトウェア	生産ラインやオペレーションの改善に資する設備投資を行う際、要件(①②両方)を満たせば、特別償却50%(建物・構築物は25%)または税額控除4%(建物・構築物は2%)を選択できる。 ①投資利益率15%(中小企業等は5%)以上向上 ②最低取得価額基準以上	経済産業省 北海道経済産業局 地域経済課 TEL011-709-1782	取得前	国税優遇税制
		生産性の向上に資する設備	機械装置・サーバー・試験又は測定機器・ソフトウェア・生産ラインやオペレーションの改善に資する設備	生産性向上設備投資促進税制と同要件 ・資本金3千万円以下の法人は即時償却もしくは税額控除10%を選択できる ・資本金1億円以下の法人は即時償却もしくは税額控除7%を選択できる	中小企業庁 事業環境部財政課 TEL03-3501-5803	取得前	国税優遇税制
		地方税の減免	企業立地計画の承認を受けた事業者で、以下の業種に該当するもの 製造業・情報通信業・情報通信技術利用業・運輸業・卸売業・自然科学研究所	土地・建物の合計取得金額が2億円(ただし農林漁業関連業種については5千万円)を超える場合、不動産取得税が免除となる。	北海道経済部 産業立地課 立地推進グループ TEL011-204-5324	取得の15日前	なし

苫小牧市内での事業展開の際に対象となる主な優遇措置

項目	助成種別	優遇措置名と対象		概要	問合せ・届出先	届出期日	併給不可
雇用に対する支援	助成	国からの助成金					
		地域雇用開発奨励金	雇用保険の適用事業所	300万円以上の投資を伴う事業所の設置・整備に伴い、3人(新設の場合は2人)以上を新規雇用した場合、50万円～800万円が最大3年間(3回)支給される。 ※職安からの紹介に限る ※事業所としての被保険者数が増加していること	ハローワーク苫小牧 Tel0144-32-5221	着手前	他補助金との併給調整あり(市除く)
		地域雇用開発奨励金上乘せ(戦略産業雇用創造プロジェクト)	自動車関連を主体とするものづくり分野及び食関連産業分野	地域雇用開発奨励金の対象となり、北海道産業雇用創造協議会の賛助会員に加入(年会費1万円)した場合、地域雇用開発奨励金に加え、初回のみ1人あたり50万円が上乘せ助成される。	北海道産業雇用創業協議会 産業雇用創造プロジェクトチーム事務局 Tel011-231-4111 (内線26-766)	着手前 ※地域雇用開発奨励金の申請前	他補助金との併給調整あり(市除く)

苫小牧市内での事業展開の際に対象となる主な優遇措置

項目	助成種別	優遇措置名と対象	概要	問合せ・届出先	届出期日	併給不可	
雇用に対する支援	助成	雇用助成金 (苫小牧市企業立地振興条例)	工場 物流施設 再資源化施設 国際物流関連施設 機械修理施設 情報通信関連施設 試験研究施設 再生可能エネルギー発電設備 植物工場	2,000万円以上の投資を伴う新設・増設により5名以上を新規雇用した場合、新規雇用者1人あたり30万円が助成される。	苫小牧市 産業経済部 企業立地推進室 企業立地課 Tel0144-32-6438	着手前	なし
		新卒高校生等 雇用奨励金	全従業員100人以下の事業所	初めて雇用保険の一般被保険者となる、25歳未満の従業員を新規雇用した場合、1人につき上限22万5千円が助成される。 ※学校・職安の紹介に限る	苫小牧市 産業経済部 企業立地推進室 工業労政課 Tel0144-32-6436	雇入から 3ヶ月経過後	他全ての雇用助成金
		雇用創出 奨励交付金	—	18歳以上60歳未満の離職者を雇用した場合、1人につき最大30万円が助成される。 ※自発的な離職者は対象外 ※職安からの紹介に限る		雇入から 3ヶ月経過後	他全ての雇用助成金
		障害者雇用奨励金	厚生労働省が実施する障害者トライアル雇用奨励金の対象者を雇い入れた事業所	トライアル雇用の対象者を雇用した場合、1人につき最大16万円が助成される。		雇入から 1ヶ月経過後	なし

苫小牧市内での事業展開の際に対象となる主な優遇措置

項目	助成種別	優遇措置名と対象	概要	問合せ・届出先	届出期日	併給不可		
緑化に対する支援	助成	苫小牧市からの助成金 (苫小牧市企業立地振興条例)	緑化助成金	工場 物流施設 再資源化施設 国際物流関連施設 機械修理施設 情報通信関連施設 試験研究施設 再生可能エネルギー発電設備 植物工場	新設・増設に伴う緑化で、取得面積に対する10%以上の緑化等の要件を満たせば、緑化事業費の30%相当額が助成される。	苫小牧市 産業経済部 企業立地推進室 企業立地課 TEL0144-32-6438	着手前	なし